

大阪市告示第1277号

大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第11号）第29条第1項第1号に規定する寄附金税額控除の対象となる寄附金として、同条第9項の規定により、次の法人に対する指定の有効期間の更新を行ったので、同条第14項の規定に基づき告示する。

令和6年9月20日

大阪市長 横山英幸

法人の名称	法人の主たる事務所 又は事業所の所在地	寄附金税額控除の 対象期間
公益財団法人辻静雄食文化財団	大阪市阿倍野区松崎町三丁目9番11号	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで
公益財団法人大阪国際がん治療財団	大阪市中心区大手前三丁目1番10号	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで
社会福祉法人四恩学園	大阪市住吉区苅田四丁目3番9号	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで
特定非営利活動法人大阪被害者支援アドボカシーセンター	大阪市天王寺区伶人町2番7号 大阪府夕陽丘庁舎内	令和5年3月11日から 令和10年3月10日まで
学校法人立命館	京都市中京区西ノ京東梅尾町8番地	令和6年2月15日から 令和11年12月31日まで

地方独立行政法人大阪市博物館機構	大阪府中央区大手前四丁目1番32号	令和6年4月1日から令和11年12月31日まで
特定非営利活動法人大阪自然史センター	大阪府平野区加美北八丁目1番18号	令和6年3月31日から令和11年3月30日まで
学校法人大阪キリスト教学院	大阪府阿倍野区丸山通一丁目3番61号	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
特定非営利活動法人J.P.O.S.H	大阪府鶴見区今津南二丁目6番3号	令和6年3月20日から令和11年3月19日まで
学校法人桃山学院	大阪府阿倍野区昭和町三丁目1番64号	令和6年6月1日から令和11年5月31日まで
学校法人追手門学院	大阪府中央区大手前一丁目3番20号	令和6年7月15日から令和11年7月14日まで

(財政局税務部課税課)